

小城市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、小城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会こども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(小城市幼児教育審議会条例の廃止)

2 小城市幼児教育審議会条例(平成19年小城市条例第32号)は、廃止する。

(小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年小城市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

幼児教育審議会委員	日額	5,100円	
-----------	----	--------	--

」

を

「

子ども・子育て会議委員	日額	5,100円	
-------------	----	--------	--

」

に改める。

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、市民に対して審議会等の会議を公開し、その審議等の状況を明らかにすることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めることを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関で法律又は条例に基づき設置されたもの
- (2) 附属機関に準ずる審議会等で、規則、要綱により設置されたもの

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、小城市情報公開条例（平成17年小城市条例第7号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開として行うものとする。

4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

5 会議の公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等の会長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の通知

審議会等は、審議会等を開催するに当たって、当該会議開催の1週間前までに次の事項を小城市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時

- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 傍聴手続き（傍聴定員、注意事項等）
- ⑥ 問い合わせ先

7 会議等の結果の公開

審議会等は、開催した会議の議事録又は議事概要を作成し、当該事務局において議事録又は議事概要を保存し、公開するものとする。

「小城市子ども・子育て会議」の役割

1 位置づけ

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、その中で、子ども・子育て支援事業計画の策定等への意見を聴くための審議会その他の合議制の機関の設置が求められています。

本市においては、「小城市子ども・子育て会議条例」を6月議会で条例が可決されました。

2 「小城市子ども・子育て会議」の概要

(1) 設置根拠

子ども・子育て支援法第77条第1項

(2) 所掌事項

ア 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事

イ 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事

ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事

エ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

(3) 委員構成

小城市子ども・子育て会議条例第2条該当委員

子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業従事者、子どもの保護者等（15人以内）

(4) 任期

委嘱日より2年

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。